

情報提供日： 令和3年1月8日

## 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う龍ヶ崎市の対応について 【イベントの中止・施設の利用制限に関する情報提供】

令和3年1月8日(金)午後7時半現在

龍ヶ崎市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況、政府の1都3県への緊急事態宣言の発令及び茨城県からの感染拡大市町村の指定を受けたことから総合的に判断し、イベントの中止や施設の利用制限などを実施していますので、お知らせします。

なお、この情報は発表時点のものであり、今後の感染症の拡大状況により変更される場合がありますので、予めご了承ください。

### 1. イベント関連情報

#### ●中止・延期となった主なイベント(令和3年1月8日現在)

- ・日曜朝市やさい村(1月17日)
  - ・令和2年度龍ヶ崎市成人式典(1月10日)
  - ・まいんバザール(1月10日)
  - ・令和3年龍ヶ崎市消防出初式(1月9日)
  - ・たつのこマルシェ(1月9日)
  - ・保健センターの健診など
- ※「令和2年度保健センター年間予定表」等に記載の集団健診の日程を変更し、受診方法も完全予約制となります。

なお、最新情報は下記リンクからご確認をお願いします。

#### ■感染拡大防止のため中止や延期となったイベント(龍ヶ崎市公式ホームページ)

<https://www.city.ryugasaki.ibaraki.jp/anzen/cov-2020/stopeve/stopcov-2020.html>

### 2. 施設の利用制限等の対応(令和3年1月8日現在)

現在、休館や利用制限などを行っている公共施設は下記の通りとなります。

#### ○休館・利用停止している施設

施設名	期間	担当課	備考
小中学校 夜間開放	1月13日(水)から 当面の間	スポーツ都市推進課	

#### ○一部利用制限している施設

施設名	期間	担当課	備考
市が管理する 全てのコミュニティ センター	1月11日(月)から 当面の間	コミュニティ推進課	利用人数を制限、緊急事 態宣言対象地域居住者は 利用不可

旧長戸小学校 体育施設 (体育館・運動場)	1月11日(月)から 当面の間	コミュニティ推進課	緊急事態宣言対象地域居住者は利用不可、利用人数を制限、午後5時以降は利用不可
市民活動センター	1月11日(月)から 当面の間	コミュニティ推進課	利用人数を制限、緊急事態宣言対象地域居住者は利用不可
市民交流プラザ	1月11日(月)から 当面の間	コミュニティ推進課	利用人数を制限、緊急事態宣言対象地域居住者は利用不可
まいん「健幸」 サポートセンター	1月9日(土)から 当面の間	健幸長寿課	施設利用人数制限あり
大昭ホール龍ヶ崎 (文化会館)	1月9日(土)から 当面の間	文化・生涯学習課	利用人数を制限、緊急事態宣言対象地域居住者は利用不可
中央図書館	1月9日(土)から 当面の間	文化・生涯学習課	緊急事態宣言対象地域居住者は利用不可 <b>1月12日(火)から</b> 滞在時間30分以内、学習スペース、AV・PCコーナー、2階フロア(飲食スペース)使用不可
歴史民俗資料館	1月9日(土)から 当面の間	文化・生涯学習課	滞在時間30分以内、緊急事態宣言対象地域居住者は利用不可
総合運動公園 ・たつのこアリーナ ・流通経済大学龍ヶ崎フィールド(たつのこフィールド) ・TOKIWA スタジアム龍ヶ崎(たつのこスタジアム)	1月9日(土)から 当面の間	スポーツ都市推進課	緊急事態宣言対象地域居住者は利用不可 <b>1月13日(水)から</b> 午後8時で閉館
高砂体育館	1月9日(土)から 当面の間	スポーツ都市推進課	緊急事態宣言対象地域居住者は利用不可 <b>1月13日(水)から</b> 午後8時で閉館
屋外体育施設 (テニスコートなど)	1月9日(土)から 当面の間	スポーツ都市推進課	緊急事態宣言対象地域居住者は利用不可 <b>1月13日(水)から</b> 午後8時で閉館

湯ったり館	1月9日(土)から 当面の間	農業政策課	営業時間短縮、利用人数 を制限、緊急事態宣言対 象地域居住者は利用不可
総合福祉センター	1月9日(土)から 当面の間	介護福祉課	利用人数を制限、緊急事 態宣言対象地域居住者は 利用不可
元気サロン松葉館	1月9日(土)から 当面の間	健幸長寿課	利用人数を制限
さんさん館	緊急事態宣言前 から実施中	こども家庭課	利用人数を制限、時間 制限あり
森林公園	1月9日(土)から 当面の間	都市施設課	市外の方の施設(かま ど)利用不可
市民健康の森 (ドッグラン)	1月9日(土)から 当面の間	都市施設課	市外の方の利用不可
ふるさとふれあい公 園 (アトリエ)	1月9日(土)から 当面の間	社会福祉課	緊急事態宣言対象地域 居住者は利用不可
ふるさとふれあい公 園 (屋外体育施設)	1月9日(土)から 当面の間	社会福祉課	緊急事態宣言対象地域 居住者は利用不可

事務局	龍ヶ崎市新型コロナウイルス感染症対策本部事務局(担当:危機管理課) 担当者:鎌倉・清原(かまくら・きよはら) 連絡先:0297-64-1111(内線:348・351)
-----	---